

機械に関する危険性等の通知情報の作成事例

（平成 24 年改正労働安全衛生規則への対応）

平成 24 年 4 月 1 日に施行・適用された改正労働安全衛生規則第 24 条の 13 及びその通知を促進するための指針（平成 24 年厚生労働省告示第 132 号「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」）では、新品・中古品を問わず機械の譲渡者等（※）は、その機械とともに残留リスク情報を機械の使用者（ユーザー）に提供することを求めています。

提供する機械の危険性等（残留リスク一覧・リスクマップ）の情報の作成手順

機械の包括的安全基準に関する指針（平成 19 年 7 月 31 日付基発第 0731001 号。以下「機械包括安全指針」）に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施

残留リスク一覧の作成

残留リスクマップの作成

残留リスクマップ、残留リスク一覧を、実施したリスクアセスメントの前提となる情報（機械の制限仕様のシート等）とともに提供

注) このパンフレットでは、いろいろな方法で残留リスク情報が表現できることを各事例において示しています。紙面の都合上、それぞれの事例においては、残留リスク情報の一部を省略していますので、これらの事例を参考に残留リスク情報を作成する場合は、この点にご留意ください。

（※）機械の譲渡者等とは

製造者（メーカー）、販売者、商社、リース・レンタル業者、製造業務の委託先に機械を無償供与する者、複数の機械を組み合わせるインテグレートする者など、有償・無償を問わず、機械を譲渡または貸与する者

